

職員の懲戒処分 of 公表について

長生村は、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、「長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則」等に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 被処分者 産業課 主査 (50歳) 男性
2. 処分発令日 令和6年11月5日
3. 処分の内容 懲戒処分 減給10分の1、1箇月
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)
4. 事案の概要 被処分者は、令和5年度から令和6年7月まで教育委員会子ども教育課に所属し、課長補佐(学校教育係長事務取扱)として学校施設維持管理に関する契約事務を担当していた。令和5年7月から令和6年5月にかけて、担当していた事務を怠り、3者5件の契約事務及び総額1,428,900円の支払いを停滞させた。このことは地方公務員法第29条第1項第1号(法令に違反した場合)及び第2号(職務を怠った場合)の規定に抵触するものであります。よって長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則第4条により、減給10分の1、1箇月の懲戒処分を行いました。
なお、被処分者は本件を引責し、7月16日付で主査に希望降任しております。
5. その他 本件処分に伴い、管理監督責任として次の職員に対して、同日付けで戒告の懲戒処分を行いました。

担当課課長 (57歳) 男性

【再発防止策とお詫び】

この度の職員の違反行為により、村民の皆様の信頼を損ないましたことを、ここに深くお詫び申し上げるとともに、当該職員に懲戒処分を行うことといたしました。

また、私を含めた特別職についても今回の件を厳粛に受け止め、給料の減額に係る条例を12月会議に上程いたします。(村長・教育長10%減額を1箇月。当時の副村長は退任しているため、当時の給与月額10%の返還を求めます。)

今回の行為を重大に受け止め、今後は、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令を遵守するとともに、再発防止や村政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

長生村長 小 高 陽 一
長生村教育長 木 島 晃 一